

令和 4 年度における広島市認知症地域支援推進員の活動に関する評価結果について

I 評価方法等について

1 評価対象期間

令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月まで

2 評価方法

- 評価は、広島市地域包括支援センター運営協議会において決定した「広島市認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準（令和 4 年度分）」に基づき行った。【別紙 6】
- なお、評価項目のうち、新型コロナウイルス感染症対策によって事業遂行に影響を受ける項目及びこれらの結果を踏まえて評価を行う項目の計 4 項目については、参考値とするにとどめ評価を行わないこととした。

【認知症地域支援推進員の活動の評価項目及び項目数】（各項目を 4 点満点で評価）

項 目		項目数 [注]	
1	地域包括支援センターとの連携体制	(1) 事業計画の策定・実施状況の評価	1 項目
		(2) 区内の地域包括支援センターとの連携体制	1 項目
2	地域における認知症に関する医療・介護の連携体制づくり、地域での支援体制づくり	(1) 認知症医療・介護連携の推進	1 → 0 項目
		(2) 認知症ケアパスの普及と充実	1 項目
		(3) 認知症サポーターによる認知症地域支援活動の実践による支援体制づくり	1 → 0 項目
		(4) 認知症カフェの立上げや運営の支援	1 → 0 項目
3	地域包括支援センターや介護支援専門員等に対する認知症ケアに関する支援	認知症ケアの向上に向けた取組	1 → 0 項目
4	認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関や認知症初期集中支援チームとの連絡調整	(1) 認知症専門医療機関との連絡調整	1 項目
		(2) 認知症初期集中支援チームとの連携	1 項目
5	若年性認知症の人とその家族等に対する相談支援	若年性認知症の相談支援	1 項目
6	認知症の人の本人発信支援	認知症の人本人が、認知症のことなどを語る機会の創出	1 項目
		計	1 1 → 7 項目

[注] 参考値とするにとどめ評価を行わない 4 項目

「2-(1) 認知症医療・介護連携の推進」

「2-(3) 認知症サポーターによる認知症地域支援活動の実践による支援体制づくり」

「2-(4) 認知症カフェの立上げや運営の支援」

「3 認知症ケアの向上に向けた取組」

Ⅱ 評価結果等について

《全般》

- 参考値を除く評価点の平均点は以下のとおりで、前年度よりも上昇している。【別紙7】

【評価点の状況】（いずれも4点満点）

区 分	令和4年度	令和3年度
全推進員の平均点	3.84点	3.83点
平均点の最高点	4.00点	4.00点
平均点の最低点	3.71点	3.50点

- 全項目が「4点」となった区は2区であった。（令和3年度3区）。
これは令和3年度評価から追加された6の「認知症の人の本人発信支援」の項目が6区において「3点」となったことが影響した。
- 各区とも区内センターと連携した取組を行っており、各区の医療・介護資源情報を定期的に更新するとともに、認知症サポート医やかかりつけ医など地域の認知症支援体制の連携を継続して深めている。また、若年性認知症の人とその家族への支援として、居場所づくりといった社会資源の創出にも取り組んでいる。

Ⅲ 評価結果を踏まえた今後の対応

- 各区に配置している認知症地域支援推進員が、重点取組方針に基づいて各区の実情に応じた取組が推進できるよう、区地域包括ケア推進センター（区地域支えあい課）、各センターと協働して支援する。
- 若年性認知症の本人・家族への相談支援、支援者への助言を行い、適切な支援につなぐとともに、各区の認知症地域支援推進員が相互に連携して、医療・介護・就労などの若年性認知症の特性に応じた支援者のネットワークづくりや当事者の社会参加支援に取り組むことができるよう指導する。
- センター等関係機関と連携して、認知症カフェの立上げ支援を行うことで、各日常生活圏域に偏りなく3か所以上設置するとともに、活動継続と内容充実のための運営支援を区内の全てのカフェに対して行うよう指導を継続していく。
- センターや居宅介護支援事業所等からの認知症ケアに関する相談に対して、適切な対応ができるよう助言するとともに、認知症疾患医療センターと連携して開催する事例検討会等を通じて、医療・介護関係者の認知症ケアのスキルアップを図ることができるよう指導する。
- 認知症の人の本人発信支援に対して、認知症地域支援推進員連絡会やセンター等関係する支援機関と連携して、取り組むことができるよう指導する。

IV 評価結果等の公表

- 評価結果等については、以下の資料を広島市ホームページ（地域包括支援センター運営協議会のページ）において公表する。
 - ・ 令和4年度における広島市認知症地域支援推進員の活動に関する評価結果について【資料3】
 - ・ 広島市認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準（令和4年度分）【別紙6】
 - ・ 令和4年度における広島市認知症地域支援推進員の活動に関する評価結果一覧【別紙8】
 - ・ 令和4年度における広島市認知症地域支援推進員の特色ある取組について【別紙9】

V その他 令和5年度の評価について

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月から感染症法上の5類感染症に位置づけられ、地域活動が徐々に再開していること、また、各推進員がICTの活用などによりコロナ禍でも工夫して事業を実施し、開催回数がコロナ禍前の水準に戻りつつあることから、令和5年度の評価に当たっては参考値を設けない。